

瓦会小学校・恋瀬小学校子どもたちの教育環境を考える会要綱（案）

（設置）

第1条 瓦会小学校と恋瀬小学校（以下「2小学校」という。）の教育環境について、検討及び協議を行うため、瓦会小学校・恋瀬小学校子どもたちの教育環境を考える会（以下「教育環境を考える会」という。）を置く。

（目的）

第2条 教育環境を考える会は、次世代を担う子ども達を健やかに育てていくため、児童にとって望ましい教育環境について、保護者、地域、学校関係者、行政が一体となり協議し、学校の統合再編に関する課題を解決することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 教育環境を考える会は、次の事項について検討及び協議する。

- (1) 2小学校の児童の教育環境に関すること。
- (2) その他、2小学校の教育環境に関し必要と認めること。

（組織）

第4条 教育環境を考える会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 2小学校の区域における小学校のPTA代表者
- (2) 2小学校の区域における小学校の校長
- (3) 2小学校の区域における地域住民の代表者
- (4) その他教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合は、これを補充しなければならない。
- 3 委員が欠けた場合の次期委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 教育環境を考える会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、教育環境を考える会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 教育環境を考える会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 教育環境を考える会に、第3条の所掌事項に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）をするため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 教育環境を考える会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、教育環境を考える会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。